確　約　書

那須マテリアル株式会社（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式**1470500株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　栃木県大田原市北金丸２１２２番地
那須マテリアル株式会社
代表取締役　星　彰治



乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧



確　約　書

李　克（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **367600 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　東京都千代田区[redacted]

[redacted]

李　克



乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１

株式会社倉元製作所

代表取締役　時　慧



確　約　書

JB エナジー株式会社（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年４月１６日割当予定の乙株式**147000 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年４月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年４月１６日

甲　東京都千代田区丸の内１丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階
JB エナジー株式会社
代表取締役　朝日　正雄



乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧



確　約　書

春山　充（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **58800 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　埼玉県川口市[redacted]

[redacted]

春山　充

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１

株式会社倉元製作所

代表取締役　時　慧

確　約　書

大澤　久生（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **36700 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　東京都品川区[redacted]

大澤　久生

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

確　約　書

大貫　雄二（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **36700 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　栃木県那須塩原市[redacted]

大貫　雄二

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

確　約　書

菊池　久子（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **36700 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　大阪府大阪市旭区[redacted]

菊池　久子

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

確　約　書

久保田　徹（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **36700 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　神奈川県横浜市中区[redacted]

久保田　徹

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

確　約　書

春山　崇（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **14700 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　埼玉県川口市[redacted]

春山　崇

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

確　約　書

冨士　靖史（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年４月１６日割当予定の乙株式 **14700 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年４月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年４月１６日

甲　大阪府八尾市[redacted]

冨士　靖史

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１

株式会社倉元製作所

代表取締役　時　慧

確　約　書

NG　SOK　CHIN（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式**14700株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　東京都品川区[redacted]

NG　SOK　CHIN

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１

株式会社倉元製作所

代表取締役　時　慧

確　約　書

大澤　一生（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年4月１６日割当予定の乙株式 **7300 株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年4月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年4月１６日

甲　東京都大田区[redacted]

大澤　一生

乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

確　約　書

リサイクルバンク株式会社（以下「甲」という。）及び**株式会社倉元製作所**（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する２０２１年４月１６日割当予定の乙株式**7300株**（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第１条　甲は、本件株式の割当を受ける日である２０２１年４月１６日から２年間において、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

２　乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

３　甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第２条　甲は、前条第１項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第３条　甲は、東証の定める上場規程第４２２条及び施行規則第２編第４章第２節第２款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第４条　甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

以　上

２０２１年４月１６日

甲　東京都豊島区池袋２－５１－８
シルバープラザ池袋504号
リサイクルバンク株式会社
代表取締役　井澤　清三郎



乙　宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１－１
株式会社倉元製作所
代表取締役　時　慧

